

<飯田川デイサービスセンターわかば園 利用料金表>

下記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。

利用時間 9:00 ~ 16:00 食事代は含まれておりません。昼食代は別途 (500円) です。

①通所介護<通常規模型 7時間以上8時間未満> (1回あたり)

介 護 度	利用料	入浴介助 加算 (I)	サービス提供体制 強化加算 (I)	利用者負担 (合計金額)		
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要介護 1	6,550円	400円	220円	717円	1,434円	2,151円
要介護 2	7,730円			835円	1,670円	2,505円
要介護 3	8,960円			958円	1,916円	2,874円
要介護 4	10,180円			1,080円	2,160円	3,240円
要介護 5	11,420円			1,204円	2,408円	3,612円

②通所型サービス

総合事業対象者 (週1回程度)・要支援1

利用頻度	基本利用料	サービス提供体制 強化加算 (I)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月4回まで	3,840円/1回	880円/月	$384円 \times \text{回数} + (88)$	$768円 \times \text{回数} + (176)$	$1,152円 \times \text{回数} + (264)$
月4回越え	16,720円/月		1,760円	3,520円	5,280円

総合事業対象者 (週2回程度)・要支援2

利用頻度	基本利用料	サービス提供体制 強化加算 (I)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担 (3割)
月8回まで	3,950円/1回	1,760円/月	$395円 \times \text{回数} + (176)$	$790円 \times \text{回数} + (352)$	$1,185円 \times \text{回数} + (528)$
月8回越え	34,280円/月		3,604円	7,208円	10,812円

③通所型サービスA

総合事業対象者（週1回程度）・要支援1

利用頻度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月4回まで	2,690円/1回	269円×回数	538円×回数	807円×回数
月4回越え	11,700円/月	1,170円	2,340円	3,510円

総合事業対象者（週2回程度）・要支援2

利用頻度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月8回まで	2,770円/1回	277円×回数	554円×回数	831円×回数
月8回越え	24,000円/月	2,400円	4,800円	7,200円

☆コロナウイルス感染症対策評価として、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%を乗じたものを加算として上乗せさせていただきます。

☆サービス提供体制強化加算（I）は、介護職員のうち、介護福祉士の資格者を70%以上配置している。または、勤続10年以上の介護福祉士の資格者を25%以上配置しているため加算させていただきます。

☆認知症加算は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対しての加算で600円（1割負担60円・2割負担120円・3割負担180円）となります。認知症加算とは、介護職員や看護職員が指定基準より2人以上多く配置し、利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20%以上であること。また、認知症介護実践者研修等を修了した職員が配置されているため、加算させていただきます。

☆家族が送迎した場合は、片道470円（1割負担47円・2割負担94円・3割負担141円）減算となります。

☆延長利用時は、下記のとおり延長加算を頂きます。

9時間以上10時間未満利用は 500円（1割負担50円・2割負担100円・3割負担150円）

10時間以上11時間未満利用は 1,000円（1割負担100円・2割負担200円・3割負担300円）

※①通所介護、②通所型サービス、③通所型サービスA、には別途、月の合計額に5.9%の介護職員処遇改善加算と1.2%の介護職員等特定職員処遇改善加算、1.1%の介護職員等ベースアップ等支援加算が加わります。介護職員処遇改善加算とは、介護職員の賃金改善や人事制度の整備、職員の教育・研修、職場環境の改善に使われます。介護職員等特定職員処遇改善加算とは、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員等の処遇改善を図る加算です。介護職員等ベースアップ等支援加算とは、介護職員等の更なるベースアップを目的とした加算です。